

## 北部市場買受代金支払遅延に対する措置基準

(趣旨)

**第1条** この基準は、川崎市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第49条第2項第2号に規定する「買受代金の支払を怠ったとき」の措置について、川崎市中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）における取扱いを定めるものとする。

(対象者)

**第2条** この基準の対象者は、仲卸業者、売買参加者又は買受人とする。

(買受代金の滞納の届出等)

**第3条** 市長は、卸売業者が、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第71条に基づき、買受代金の滞納の届出を提出したときをもって買受代金の支払を怠ったときと認定する。

2 代行払機関は、卸売業者に売渡代金精算契約に基づく仲卸業者又は売買参加者の支払滞納通知をする前に、当該仲卸業者又は売買参加者に対し当該買受代金の支払意思確認を行う等売渡代金の回収に必要な手続を行うものとする。

3 卸売業者は、市長に対し買受代金の滞納の届出を提出する前に、代行払機関を利用していない仲卸業者又は売買参加者に対し、当該買受代金の支払意思確認を行う等売渡代金の回収に必要な手続を行うものとする。

4 卸売業者は、売渡代金精算契約に基づく仲卸業者又は売買参加者の支払滞納通知を受けた場合は、速やかに市長に対し買受代金の滞納の届出を提出するものとする。

(売買差止め)

**第4条** 市長は、前条の規定を受け、当該仲卸業者又は売買参加者に未納金の実態及び経営の状況を確認するとともに、卸売業者等に内容を確認した上で、買受代金の滞納の届出を受理し、速やかに条例第49条第2項の規定に基づき、当該仲卸業者又は売買参加者の売買を差し止めるものとする。

(売買差止めの解除)

**第5条** 市長は、卸売業者から買受代金の滞納解消の届出が提出されたときは、内容を確認した上で受理し、速やかに売買差止めを解除するものとする。

(仲卸業者の業務許可取消し及び売買参加者の北部市場への入場停止)

**第6条** 市長は、売買の差止めを発した日以降、買受代金の入金がなく、業務を遂行する資力、信用に欠け、業務を適確に遂行できないと認められるときは、条例第26条第1項の規定に基づき当該仲卸業者の業務許可の取消し又は当該売買参加者が条例第71条第4項の規定に基づき北部市場への入場の停止を命ずる等、必要な措置を行うものとする。

2 市長は、北部市場水産物部の仲卸業者又は売買参加者が売買差止めの措置を受けた日から30日目（措置を受けた日を含む。）までに、買受代金の支払がなく、かつ卸売業者から、市長に売買差止めの解除の届出の提出がない場合、当該仲卸業者が、業務を適確に遂行する資力信用及び卸売の相手方として必要な資力信用に欠けると判断し、売買差止めの措置の日から60日（措置を受けた日を含む。）以内に条例第26条第1項の規定に基づき、仲卸業務の許可の取消し又は当該売買参加者から条例第71条第4項の規定に基づき北部市場への入場の停止を命ずる等、必要な措置を行うものとする。

(掲示及び通知)

**第7条** 市長は、売買の差止め又は売買差止めの解除並びに業務許可の取消しを行

ったときは、規則第99条の規定に基づき北部市場内に掲示するとともに、当該仲卸業者、売買参加者又は買受人及び関係者に通知するものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 令和2年6月21日から施行する。

##### (関連基準の廃止)

- 2 川崎市北部市場青果部買受代金支払遅延に対する措置基準、川崎市北部市場水産物部買受代金支払遅延に対する措置基準は廃止する。